

売掛金が回収できない場合に備えて 計上する引当金の相手勘定は？



慣れないうちは取引があったとき、どんな勘定科目で処理すればよいのか、悩むケースもあるでしょう。そうした勘定科目の取扱いについて、新人さんと一緒に、事例をもとに学んでいきましょう。

新人さん：新型コロナウイルス感染症も落ち着いてきて景気もよくなりそうですね。

先輩：うん。ただ、ゼロゼロ融資の返済も始まっているから、予断は許さないよ。

新人さん：では、まだまだ倒産とかが増えるのでしょうか？

先輩：そうかもしれないなあ。取引先が倒産したら、売掛金を回収できなくなってしまうから、うちにとっても大問題だな。

新人さん：取引先の倒産は防げないまでも、何か備えておくことはできないのですか？

先輩：まあ、売掛金を回収できないリスクに備えて、決算の時にはこんなふう処理をしているのだよ。

経営環境が激しく変化するなか、売掛金等の金銭債権が必ずしも全額回収されるとは限りません。そこで、決算時に金銭債権の回収可能性を見積もって貸倒予想額を算出し、その分を「貸倒引当金繰入額」として費用計上します。

税法では、金銭債権を個別評価金銭債権と一括評価金銭債権に区分して、貸倒引当金の繰入限度額を定めています。具体的には、個別評価金銭債権は取引先の個別的な事情に応じて貸倒引当金を計上します。また個別評価金銭債権以外の一括評価金銭債権は、過去の貸倒れの実績繰入率に基づいて貸倒引当金を計上します。

なお、資本金1億円以下の中小法人等は、過去の貸倒れの実績繰入率に基づく計算に代えて、法定繰入率による計算が認められています。

「貸倒引当金」の繰入方法には、①前期末に計上した「貸倒引当金」を「貸倒引当金戻入」の勘定科目を使って取り崩し、今期末計上分を「貸倒引当金繰入額」として計上する方法（洗替法）と、②前期末に計上した「貸倒引当金」と今期末分に計上する金額の差額を「貸倒引当金繰入額」として補充する方法（差額補充法）の2通りがあります。

●解説

「貸倒引当金繰入額」とは、取引先に対する売掛金等の金銭債権が貸倒れ（回収不能等）に陥る場合に備えて、期末に金銭債権の評価を行ない、回収不能見込額を「貸倒引当金」として見越計上する際の相手勘定を表わす勘定科目です。

ケース1

貸倒引当金を計上する場合

①洗替法：前期末に計上した貸倒引当金30,000円を戻し入れ、今期末の売掛金に対して貸倒引当金40,000円を計上した。

【借方】	貸倒引当金	30,000	【貸方】	貸倒引当金戻入	30,000
	貸倒引当金繰入額	40,000		貸倒引当金	40,000

②差額補充法：前期末に貸倒引当金30,000円を計上したが、今期末の売掛金に対しては貸倒引当金40,000円を計上した。

【借方】	貸倒引当金繰入額	10,000	【貸方】	貸倒引当金	10,000
-------------	----------	--------	-------------	-------	--------

ケース2

貸倒れが発生した場合

取引先の売掛金100,000円が貸倒れとなった。なお、前期末に貸倒引当金30,000円を計上していた。

【借方】	貸倒引当金	30,000	【貸方】	売掛金	100,000
	貸倒損失	70,000			